

職域応援！

つみたてキャンペーン



取扱期間：2024年4月1日（月）～2024年6月28日（金）

スーパー積金 店頭表示金利に

+ 年 **1.00** %
(税引前)

毎月コツコツ
積立いただく
預金です！



◆お預けいただける方

当金庫と職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの方

◆掛込金額

10,000円

◆利息

適用金利：スーパー積金の店頭表示金利に年1.00%を上乗せした利率を適用し、満期日まで適用します。

支払方法：給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。

計算方法：給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛込残高積数に約定利率を乗じて計算します。給付補填金には、復興特別所得税が課せられるため、20.315%の利子税（国税15.315%、地方税5%）がかかります。

◆払込方法

店頭／集金／普通預金からの自動振替

◆預入期間

2年

◆募集口座数

500口座

※お1人様1口までとさせていただきます。

※取扱期間中であっても募集口座数に達した時点で取り扱いを終了いたします。

◆中途解約率

当金庫所定の中途解約率を適用します。

◆その他

- ・預金保険の対象商品です。
- ・最新の金利は、ホームページまたは店頭にてお問い合わせください。
- ・商品の詳細は、当金庫のホームページの商品概要説明書、または窓口、フリーダイヤルまでお問い合わせください。

ふれあい大好き

鳥取信用金庫

くわしくは最寄りの店舗または、フリーダイヤルにお気軽にお問い合わせください。

☎ 0120-600-070 (お客さま相談窓口)

受付時間：9：00～17：00 (ただし、土・日・祝日・振替休日・年末年始は除きます)

2024年4月1日現在
(子-金-他-B-826)

商 品 名	職域応援！つみたてキャンペーン	
お 預 け いただける方	当金庫と職域サポート契約を締結した事業所にお勤めの方【代表者、役員、従業員（非正規社員も含む）】	
募 集 口 座 数	500口座 ※お1人様1口までとさせていただきます。 ※取扱期間中であっても、募集口座数に達した時点でお取り扱いを終了いたします。	
預 入 期 間	2年	
預 入 方 法	店頭、集金、普通預金からの自動振替	
預 入 金 額	10,000円	
払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。	
(利 給付補填金) 息	適用金利	スーパー積金の店頭表示金利に年1.00%(税引前)を上乗せした利率を適用し、満期日まで適用します。
	支払方法	給付補填金は、満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	給付補填金は付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	<ul style="list-style-type: none">給付補填金には一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。国税には、復興特別所得税が含まれます。なお、マル優は利用できません。	
中 途 解 約 の お 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率とします。 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回りに60%を乗じた利率とします。(小数点以下第3位は切り捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)	
預金保険の適用	預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 詳しくは、店頭掲示のポスターをご覧ください。	
金 利 情 報 の 入 手 方 法	ホームページまたは窓口にてお問い合わせください。	
苦 情 処 理 措 置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはお客さま相談窓口(9時～17時、電話：0120-260-262)までお申し出ください。	
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 または当初契約時の利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。満期日以降の利息は、解約日における普通預金利息により計算します。商品の詳細については、当金庫ホームページ、窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。市場環境等により、商品内容の変更およびお取り扱いを中止させていただく場合がございます。	